

○国立大学法人東京科学大学が取得した株式等の管理要項

令和6年10月1日
会計統括責任者制定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人東京科学大学（以下「大学」という。）が取得した株式等の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「株式等」とは、株式及び新株予約権をいう。

(株式等の管理)

第3条 大学は、次に掲げる株式等を管理する。

- 一 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第34条の5の規定に基づき、研究開発の成果の普及及び活用の促進に必要な支援に伴い大学発ベンチャーから取得した株式等
- 二 寄附により取得した株式等
- 三 関係法令に基づき出資により取得した株式

(株式等の管理責任者)

第4条 株式等を適正に管理するために管理責任者を置き、会計統括責任者をもって充てる。

2 株式等の管理及び売却並びに新株予約権の行使に関する事務は、財務部がこれを行う。

(新株予約権の行使)

第5条 管理責任者は、新株予約権発行企業の株式上場により当該企業の株式の売却が可能となった場合には、当該新株予約権の管理等に係る経費を勘案した上で、原則として速やかに当該新株予約権を行使し、株式を取得するものとする。ただし、次に掲げる場合には、当該新株予約権を必要な期間保有し、適切な時期に行使するものとする。

- 一 新株予約権の行使価額が、株式の売却価格を上回ると見込まれる場合
- 二 新株予約権の行使後、速やかに売却することが困難であると見込まれる場合
- 三 その他特段の事情が存在する場合

(上場株式の売却)

第6条 管理責任者は、第3条第1号及び第2号に該当する株式のうち上場株式については、原則として、取得後、速やかに売却を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

- 一 当該企業が国内外の金融商品取引所に株式上場することとなった場合において、金融商品取引所又は当該企業から一定の期間継続して株式を保有するよう求められた場合
- 二 株式を一斉かつ大量に売却することで当該株式の急激な価値の下落を招くおそれがある場合

三 寄附者の意向により株式の配当を寄附目的達成のための原資とする場合等、大学が一定の期間において当該株式を継続して保有することが寄附の条件とされている場合

四 その他特段の事情があると管理責任者が判断した場合

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により取得した上場株式については、当該上場株式の価格（以下「対象株価」という。）が当該新株予約権の行使価額を下回った場合には、対象株価が当該行使価額を上回るまでの間保有するものとする。ただし、当該保有期間においても、管理責任者が必要と認めた場合には売却することができる。

（出資により取得した株式の売却等）

第7条 管理責任者は、第3条第3号に該当する株式については、当該株式の取得に関係した部署と協議の上、当該株式の売却、譲渡又は権利放棄が必要と判断した場合に、役員会の議を経て、手続を行うものとする。

（株式の売却方法）

第8条 管理責任者は、原則として有価証券処分信託により株式を売却するものとする。

2 株式の売却が前項の方法によりがたいと管理責任者が判断する場合は、第10条に定めるインサイダー取引防止の観点を踏まえた上で、他の方法によることができる。

（未上場株式及び新株予約権の売却等）

第9条 管理責任者は、次に掲げる場合には、第3条第1号及び第2号に該当する株式等のうち未上場株式及び新株予約権（以下「未上場株式等」という。）の売却、譲渡又は権利放棄を決定することができる。

一 未上場株式等の発行会社が株式上場の見込みがないと認められる場合

二 未上場株式等の発行会社の吸収合併等により第三者から当該未上場株式等の買取りの申出があった場合

三 未上場株式等の発行会社の破産等によって、当該未上場株式等が財産的価値を有しないことが明確になった場合

四 当該未上場株式等を保有することが、大学の業務運営上著しく不利益であると認められる場合

（インサイダー取引の防止）

第10条 管理責任者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第166条の規定を遵守し、株式等を発行する企業に出資、兼業又は共同研究等を通して関与する職員等からの情報によって、大学が管理する株式等の売却時期を恣意的に操作してはならない。

（議決権の行使）

第11条 第3条第1号及び第2号に該当する株式が議決権を有するものである場合は、大学は、原則として当該議決権を行使しないものとする。ただし、当該議決権を行使しないことにより、当該株式を発行する企業の経営に

著しい影響を与えるおそれが生じたときは、大学は、当該議決権を行使することができる。

- 2 第3条第3号に該当する株式が議決権を有するものである場合は、大学は、当該議決権を必要に応じて行使することができる。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、株式等の管理に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - 一 国立大学法人東京工業大学が取得した株式等の管理規則（令和2年規則第61号）
 - 二 国立大学法人東京医科歯科大学における新株予約権の管理に関する規則（令和4年規則第128号）
 - 三 国立大学法人東京医科歯科大学における出資により取得した株式の管理に関する規則（令和6年規則第6号）